

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 22

許認可等の内容		医療受給者証の再交付
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第33条
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第33条
	基準 (未設定の場合はその理由)	再交付については、次の基準により行う。 ・自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数5日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成30年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）